

国内事例 1 ● 釧路川

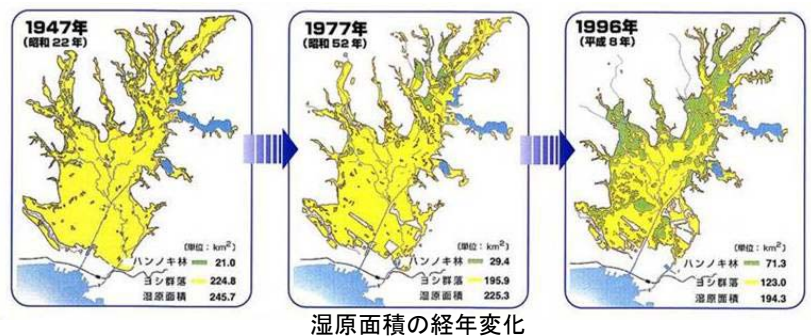
①現状の把握（歴史的変遷も含む）

釧路湿原は、我が国最大の湿原面積を有する傑出した河川環境の一つである。特別天然記念物であるタンチョウをはじめとする野生生物の重要な生息・生育の場、飛来地であり、昭和55年にラムサール条約登録湿地に指定された。人間にとっても保水・浄化機能、洪水調節機能など重要な価値を有している。しかし、近年、流域の開発により湿原面積が減少するとともに、現在、残されている湿原も自然の遷移を上回る速さでの植生の変化、乾燥化が進行しており、このまま放置すると、湿原面積がさらに減少するとともに、湿原景観が大きく変化することが予測され、その保全が急務となっている。

流域の土地利用の変化、経済活動の拡大とそれに伴う河川からの土砂・栄養塩など流入負荷の増大など。



- ①過去50年でおおよそ20%の湿原面積が減少
②湿地植生の変化
(湿潤) (乾燥化)
ヨシ群落 → ハンノキ林*)
*) 過去50年でおおよそ3.5倍に拡大
自然の遷移を上回る速さ！



②目標設定

長期目標 : ラムサール条約登録(1980)当時の環境への回復

⇒ 流域・河川からの負荷を土地利用が急速に展開した以前の水準に戻す。

当面の目標 : 2000年現在の湿原の状況を維持

⇒ 流域・河川からの負荷を少なくとも概ね20年前の水準に戻す。

③取り組み

(1) 釧路湿原の河川環境保全に関する提言

平成9年の河川法改正を契機に、釧路湿原を保全するため、学識経験者や関係機関などで構成される「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」を設置し、湿原保全に向けた実践的な調査、具体的な保全策の検討を進めてきた。委員会の提言における目標達成のための施策は、以下の12の項目からなる。

1. 水辺林、土砂調節地による土砂流入の防止
2. 植林などによる保水、土砂流入防止機能の向上
3. 湿原の再生
4. 湿原植生の制御
5. 蛇行する河川への復元
6. 水環境の保全
7. 野生生物の生息・生育環境の保全
8. 湿原景観の保全
9. 湿原の調査と管理に関する市民参加
10. 保全と利用の共通認識
11. 環境教育の推進
12. 地域連携・地域振興の推進

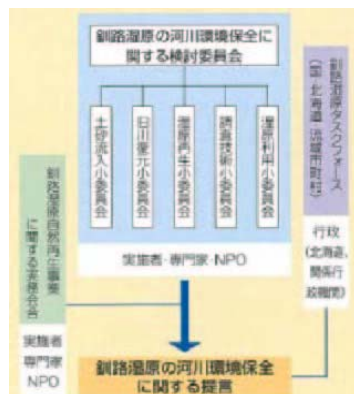


施策の実施場所

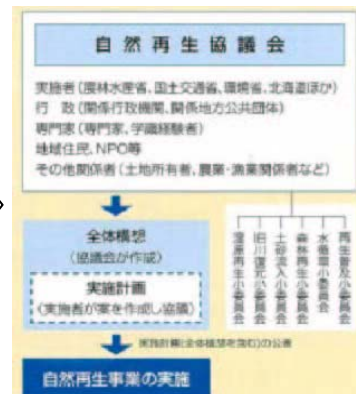
(2) 施策例

1) 自然再生協議会の設置

従前より多様な主体の連携による取組みを進めていたが、さらに、地域の多様な方々の参加と協力により自然再生事業を進めるため、平成15年11月に、105名の構成員からなる自然再生協議会を設置した。



【今までの取組み】



【自然再生協議会】

2) 蛇行する河川への復元



過去に直線化された河川を蛇行した河川へ復元

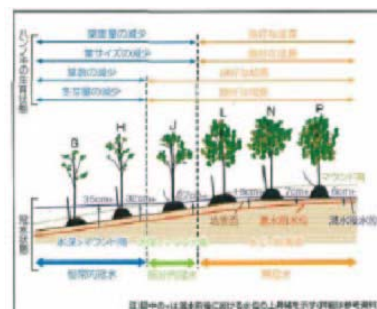
◆目的

- ①湿原本来の生物生息環境を復元
- ②湿原景観の回復
- ③湿原植生の回復
- ④湿原内への土砂流入の防止

3) 湿原植生の制御

乾燥化の指標であるハンノキの増加に対し、湛水と地下水位の上昇がハンノキの生育にどのような影響を与えるかを把握することを目的に湛水試験調査を行った。(約1.5m水位を上昇させ、2年間にわたり湛水状態を維持した。)

試験の結果、湛水域においては、水深が大きいほどハンノキはストレスを受け、ハンノキの葉の数、面積、重量が小さくなることが判明した。



雪裡樋門湛水試験



④モニタリング・評価

明確な目標設定、評価が可能となるように、現在、自然再生の目標となるリファレンスサイト(人の手が入る前の状態を保っている箇所、もしくは良好な環境を有している箇所)で各種調査を実施している。また、環境に配慮した施工方法立案のための蛇行復元試験地での試験施工調査、湛水試験地での湛水後の植生等の回復状況を確認するモニタリング調査を実施している。

⑤合意形成

釧路湿原の保全に関しては、流域の視点、地域との共生、市民参画が不可欠である。このため、地域ミニシンポジウムの開催、地域での意見交換会、釧路湿原川レンジャー活動などを継続的に実施している。

また、意思決定のプロセスを明確にするために、公開で議論を進めるとともに、各種資料をホームページに掲載するなど情報発信を行っている。

(<http://www.kushiro-wetland.jp/>)

